

発行所
 全国青年税理士連盟
 東京都目黒区碑文谷
 1-19-13(03)(716)5385
 (税理士村田昭事務所)
 編集兼発行人 志水源可

商法改正反対決起大会開かる

大会決議文

われわれは商法改正反対決起大会の名において次のとおり決議する。

法制審議会商法部会の公表した株式会社監査制度改正案要綱について検討した結果、次の理由により全面的に反対し、その国会上提を断固阻止する。

1. 実質的権限のない監査役の職務および権限を強化しても何んら実効性がなく、特に中小会社に無用の経済的負担と混乱をもたらすものである。
2. 公認会計士監査の制度的欠陥を現行のままに放置して、これを商法に導入することはいたずらに弊害を拡大するのみである。
3. 商法において支配会社の従属会社に対する介入権を法定することは、中小企業の自主性と独立性を奪おうとするものである。
4. 大会社の特例は税理士の職域を不当に侵害し、税理士制度を破壊する結果、それによって支えられている民主的申告納税制度を崩壊に導くものである。
5. この監査制度の改正は、監査役および会計監査人の職務執行を通じて、私企業に対する官僚統制の危険をはらむものである。

昭和44年11月5日

全国青年税理士連盟
 商法改正反対決起大会

商法改正の意味するもの 公認会計士監査の導入に関連して

(大青税) 松 本 茂 郎

一、はしがき

全青税の「株式会社監査制度改正要綱案」に対して全面的に反対する理由は、同案に対する意見書によって明確である。現在、同意見書の原案の検討中であって、意見書が原案をどのように修正して確定するかは判らない。ここでは私は、原案の内容と方向を変えて自分が公認会計士兼業の税理士であることからたらされる経験と知識を生かして、公認会計士監査の導入に関連して、この度の商法改正の意味するもの並びにその改正の本質について検討を加えて見たい。

二、会計監査人制度は、 公認会計士監査に実効 を保証するものではない

会計監査人の地位は、証券取引法における公認会計士の地位よりもまだ低い。具体的には、取締役

に隷属すると考えられる監査役に従属する地位である。例えば、会計監査人の選任並びに解任には監査役の同意が必要であり、会計監査人は、監査役に対して監査報告義務があるが、監査役にはない。また、会計監査人は、監査役との間で意見が異なった場合には、株主総会で意見を述べることができることにとどまることなどであって、これらの事項は、会計監査人の地位が低く、実効を期待しうるような自主性に欠けていることを示している。

それに反して、責任は、大きく、監査役と同様、商法違反に対する刑事責任と、第三者に対する連滞損害賠償責任（これについては、「職務を行なうにつき注意を怠らなかつたことを証明しないかぎり」知りえなかつたということも理由にならない。また無限の責任でもある）を負うだけでなく、大蔵省当局による資格はく奪・営業停止等の行政処分の対象にもなる。権限に比して余りにも過酷な責任といわなければならない。また、現行商法においては監査役の監査に対して、取締役が検査拒否をした場合の罰則は、三〇万円以下の過料に過ぎない。

過料であるから告訴の対象にもならない。会計監査人の場合も「要綱案」には触れていないが、準用するということであろう。取締役の責任に比して、監査役と会計監査人の責任は過大である。

このような「要綱案」に対して日本公認会計士協会が、全面的に賛成するのは納得できない。職域の拡大という次元の低い観点が、底流にあるからだと見られても致し方がないだろう。

その外、会計監査人と被監査会社との関係は、任意契約であることにも大きな問題がある。一つは被監査会社から監査報酬を得るということ自体が、監査人の独立性を害う原因になることは古くから

いわれているところである。二つには、任意監査であるから、まさに契約自由の原則によって、再契約は自由であり、期間は一事業年度であり、解約も自由である。

他人を監査したり、審判するといふような職務には、何よりも強力な身分保障を必要とすることは否定できない。法律による強制監査は、任意契約になじまない。任意監査が、任意契約になじむのだということであろう。これまで証券取引法の法定監査において、不適正意見を記載した監査報告書を提出した場合、そのほとんどの公認会計士が再契約を拒否されているのが現状である。

前からは、被監査会社の再契約拒否の圧力と、後からの大蔵省の行政処分にはさまれて呻吟しているのが公認会計士の現実の姿である。

大蔵省証券局長志場喜徳郎氏は、昭和40年9月以来、四年間に行った重点審査の対象となった上場会社の三分の一を上廻る百十数社に粉飾決算が発見されて、三七人の公認会計士を処分したことを述べている（昭44・10・20日本経済新聞）が、この事実は現在の公認会計士の監査制度に、制度上の根本的欠陥があることを如実に物語っている。最近の、日本テレビ放送網、芝電気、河合楽器の粉飾決算の続発によってもこのことは明らかである。このような制度上の欠陥を根本的に改めずして、公認会計士の監査制度を商法に導入しても、実効を期待することは不可能といわざるを得ないだろう。

三、会計監査人の欠格条項から税理士業務を削除したことの意味するもの

税理士業務を行なうことを会計監査人の欠格条項としていた「試験案」から後退し、この条項を削除したことは、税理士の職域の不当な侵害であることはいうまでもない。「財務諸表の監査証明に関する省令」第2条第1項第5号には「公認会計士の業務以外の業務により継続的に報酬を受けている場合」は、被監査会社と特別の利害関係に該当するとの規定があるがこの規定は、証券取引法第199条に関するものであり、証券取引法に基づく監査以外の監査には、一切関係がない。そして、公認会計士法第24条「特定の事項についての業務の制限」には、これに類する規定がない。しかしながら、従来は税務代理は、業務制限の対象として解釈されていたのであった。

ところが、「日本公認会計士協会の特殊法人化及び公認会計士の協同組織体の推進についての具体的措置に関する答申」(昭和40年11月26日、公認会計士審査会長荒井誠一郎)は、その(10)の業務制限が行なわれるべき「利害関係」の中で、

「なお、業務制限が行なわれるべき利害関係のうちには、税理士業務を行なっていることは含まれないと考える。」

と明確に述べているのである。

だから、この度の「要綱案」における削除は、監査業務と税理士業務を同時に行いうる方向に完全に途を開くことになるのである。

監査は、第三者の立場に立って公正な態度で依頼人を調査するものであり、税務代理は、納税者の委任に基づき税務官庁に対して納税者を代理するものであり、この二つの立場は、全く異質のものであり、同一人が両者の職務を同一人に対して同時に行い得ないのは、理の当然である。

しかし、行政当局が、この相容れない職務を混合することは、税理士の職域の不当な侵害となるだけではなくて、実は、深遠な、そして危険な意味を持っているといわなければならない。また、経団

連が、公認会計士の監査を商法に導入するにあたって、税務調査の省略を将来検討することを条件として同意したといわれていることも、税理士の職域の侵害とともに監査と税理士業務の併存どころか税務代理を抹殺し、監査を徹税に結びつける意図を持つものとして注目に値する。

四、公認会計士に商法改正を税理士に税務監査をという政策は何を意味するか

行政当局は、現在、税理士業務に税務監査を加えることに協力的であり、商法の改正に反対するよりも、税務監査の案を作成せよ、といっていることである。

また、東京税理士会、日税連は税務監査の導入を積極的に推進する立場をとっている。さらに、この度の商法改正に対して税理士会の一部には監査制度の充実強化の一翼を税理士も担うことによつて職域の拡大をはかるべきだといふ見解が根強く存在している。

これらの見解に共通して流れるものは、税務代理業務の混合であり、納税者の代理人としての税理士の税務代理権の無視または軽視を根底に持っていることを強調し

なければならぬ。

考えて見れば、昭和40年、税理士業務を公認会計士の監査業務の資格条項から除く見解を発表して以来、商法改正、税務監査制度の導入のしようようを通じて、一貫して納税者の側に立つ代理人としての税理士業務の消滅の路線が敷かれていることを洞察する必要がある。職域の拡大の要求にとらわれて、この路線に乗って行くならば、税理士にも公認会計士と同様の運命が待っているだろう。

私たちは、この深遠にして危険な路線の意味するものを、今、適確に認識しなければならぬと思う。ただそれだけではない、税理士と公認会計士を職域上の争いに巻き込み(商法改正の立案も、税務監査制度提唱も同じところから起きている)。両者を分裂させておくことが両者の支配に好都合であることを考えて置かねばならぬ。税理士会を公認会計士協会も、国税庁、大蔵省の監督権の離脱には消極的であることを否定できないのは残念なことである。

五、結 論

この度の商法改正の本質は、何か。商法改正の目的は、紛争決算の防止と企業経理の適正化にある

といわれている。そのとおりであるが、何のためにそれが必要か、について考えねばならぬ。

当時、大蔵省証券局の安井誠氏は、次のようにならうとしている。

「証券取引法における公認会計士監査をいかに充実するかということは、私ども大蔵省の企業財務行政の基本的な命題だと考えている。適正な第三者監査に支えられた企業の財務内容の真実の公開なしには、資本市場を通ずる資金の調達はできず、わが国経済の安定成長は達成できないからである。」(「監査法人設立のおすすめ」監査の現状と対策について私見) JICPA 第一〇六号、昭和42年12月)

大企業の発展のためには、資本市場、証券市場の育成強化が必要であり、それは国民大衆の企業経理に対する信頼を基礎とするからその信頼を保持するために、監査制度の充実が必要になってくる。

しかし、公認会計士監査の現状と「要綱案」の検討によつて判るようには、これらの監査は「装い」に過ぎない。監査役と公認会計士をこの「装い」の道具とし、権限は實質的に骨ぬきにして、紛争決算防止と企業経理の適正化の責任だけを押しつけるのが、この度の商

法改正の本質である。行政当局は告発や、行政処分をしていられない。巧妙な行政当局の間接統制といえるのではないだろうか。

私たち税理士は、納税者の権利を擁護し、納税者を代理するという立派な社会的使命を自覚し、この立場に徹することによつてのみ税理士の社会的存在価値を維持し発展させることができるのである。

会員各位へお願い

未組織地域の青年税理士に知己の方がいましたら、積極的に金青税加入運動をお願いします。

また、個人・グループを問わず、未組織地域の青年税理士の中に結成気運がわすかでもありましたら、早急に左記までご一報下さい。

- (東京) 早川 TEL〇四二七
- 二三一七一一 東京都町田市森野一丁目六番十四号 千一九四
- (大阪) 中居朝夫 TEL〇七二五
- 一一三〇三七 大阪府泉大津市田中町一〇七番地泉大津商工会館 千五九五
- (名古屋) 奥田普士 TEL〇五二
- 一九八一八六〇一 名古屋市中区元柳原町二丁目七番地 千四六

二

...論壇...

名古屋真田新之助



名古屋税理士会制度部の43年度
の税理士制度に対する答申案の審
議に於いて、表記の件については、
「兩者間に相違はない」との結論
を出しております。これにもとづ
き見解をまとめて行きたいと思
います。

民法第99条、税理士法第2条に
夫々、代理及税務代理というもの
についての規定がございますが先
ず、代理とは何だという観点から
考えを進めてまいりますと、皆様
もご存知の通り、甲が乙に代り丙
に対してことを行い、又丙からう
けた意思表示の効果が、直接乙に
帰属する制度であつて、甲を代理
人、乙を本人、丙を相手方と呼ぶ
のであります。即ち本人と代理人
の関係、代理人と相手方の関係、
相手方と本人の関係、との三関
係を持つものであり、中心は代理
人の地位の問題であると考へます
今ここで一つの具体的質問を皆
様に投じますと、例えば、納税者

が或は代表権のある法人代表者が
決算中途、組立中に外国旅行のた
め三ヶ月程留守になる、従つて、
正式の委任状を税理士に手交して
出発した場合、果して別表の一に
代理人である税理士が代表者の欄
に署名捺印して申告してそれで関
係官庁が了解するかという素朴な
質問であります。

法人税法等25条の2の規定はあ
りますが、民法上の解釈で行くの
ならば、代表権のない他の取締役
の署名捺印よりも、受任した税理
士の署名捺印の方が公法上の効果
は大きいと考へられますが如何で
しょうか。只ここで云えることは
万一代表者が税理士でない者に委
任をして行った場合、たとへ報酬
をもらつていないとしても、その
人は税務申告書を作成することが
出来るのであろうかと考へてまい
りますと、申告という意思表示を
相手方、税務官庁に行なう事によ
つて生ずる納税という法的効果を

本人に帰属せしめる代理人の地位
は、税理士であらうと、一般人で
あらうと差しつかえないではない
かという考へ方が民法上の理論か
ら生じてまいります。

今日論ずるのは、いわゆる任意
代理であつて之は委任契約が行な
われた時にのみ発生するものでは
なく只、授權行為は別段の方式を
必要としなが、通常は代理人に
「委任状」を渡す事によつて、相
手方又は第三者に代理人である事
を承認させる方法を取り、本人の
代理人として、本人の意志表示の
代理をさせる事を認めさせている
わけであります。又税理士法に於
いては、その第30条に、いわゆる
相手方である税務官庁に対する代
理人としての表示手続として届出
書面の提出を義務づける規定を持
つております。このことは又後に
述べますが、いづれにしろ、「民
法上の代理と、税理士法上の代理
とは、本質的には違ふものではな
い」という結論を導き出した次
第であります。

「税理士の代理権について」

しからば次に問題になつて来る
のは、代理権の範囲の決定であら
うと思われま。即ち税理士法第
2条第1項に言う税務代理の範囲
が税理士に附与された固有の権限

の範囲を示すものであり、民法上
から類推される包括権でない事に
皆様お気づきと存じます。

税法学第29号にある山本鮮一先
生の論旨にもありますように、法
第2条に云う税務代理は、民法上
の代理権として考へる説と事実行
為についての代行であるとする考
え方と、納税者に対する援助参加
的構成であるとする三つの概念が
ある中で、やはり税制調査会の答
申は、事実行為に関する代行であ
ると位置づけております。これは
納税者の公法行為の援助と、租税
法上の権益を守るための後見的任
務が税務代理の本質であると断じ
ているからに他なりません。之は
今日ある殆どどの税理士の業務の
姿から判断して、代書人的な性格
を帯びているからして、税理士の
代理権限は実質的には有名無実な
ものであるという見解を示してお
るやに考へられ、極めて残念であ
ると思ふのは、先に述べた山本先
生と同感であります。

それには、税理士自体の反省と、
そういう立場の受け入れ体勢の整
備というものが前提として必要と
されるのではなからうかと考へま
す。

この論は、42年2月に税法学誌
上に大蔵事務官の大島恒彦氏が述
べておられる中にも「税務代理は
一定の法律効果を伴つた法律上の
行為ではなくて、事実上の援助行
為を含めた模範とした代行行為を
さすものと通常解釈され、使われ
ている」と述べ、更に「税理士法
自体が税理士の地位を尊重してお
らず法的効果を伴つた代理行為の
行使がむづかしいというのは、税
理士法の規定の不備によるものか
税法自体に於て納税者の法的行為
の行使の余地が少く、そのために
税理士の代理権行使に制約がある
のか、究明する必要がある」と論
じておられるのに全く同感を禁じ
得ません。

「現実の税務代理の具体的案」

昭和39年11月28日東京地裁の判
決に次の様なものがござります。

これは、シニトイエル41年4月
49号にも論評がありますが「税理
士法第30条が税務代理につき代理
権限を明示する書面の提出を求め
たのは、税務官庁において代理権
の存否の判断を容易ならしめ、も

って税務手続きの安定、迅速を確保する趣旨に出たものと解すべきであるから、その提出を欠く税務代理行為であっても、税務官庁でこれを認め、かつ真実代理権限が存する場合には、すでになされた税務代理行為を無権代理行為と解すべきものではない」

この判例から伺える事は、単に申告書記入という事実行為のみでなく、申告という意思表示によつて納税額発生(租税債務の発生)という法律効果を生む代理行為、即ち民法上で規定される任意代理の姿が税務代理の一つとして認められている事実であります。しかも判決内容の無権代理云々にまで考えを及ぼす時、たまたまこの当事者であったものが弁護士であったのですが、税理士でも同じ解釈が成り立つであろうことは言うまでもないと思存します。

ここで先ず税理士法2条にもとづく業務の分析の中から問題点を究明して行こうと思ひます。

申告書が税務官庁に提出されそれにもとづき税務調査が行われ、是認されるか、更生処分をうけるかまでの第一段階、更生処分によつて税額が確定した後、納税者が不服申立手続きによる異議申立、又は審査請求、或は訴訟にまで移

行する第二段階とこのようになっていると思われまふ。

第一段階の前述に於いては、所謂納税者と税理士との間の二者間の関係にとどまり、この段階に於いては税理士の行為を法律的な意味での代理の面からの把握はむづかしいと言えましよう。

第一の段階に於いて始めて、納税者の関心が深く、専門学への援助が必要とされるようになって来るのであり、所謂税理士の腕のふるい処となつて居る。先に挙げた税法第20号で大島氏がこの点について詳細に述べておられるがそのいわゆる第一段階に於いて税理士法に於いて税理士の代理行為が法律行為として正当に認められているのは、税理士法33条の2の書面添付の規定と同35条の意見聴取の規定のみであると断じておられるのは、極めて貴重な御意見であり、私も同感せざるを得ませぬ。

第二の段階に於いては、第一の段階程不明確ではないが、訴訟代理権は認められていないので税務訴訟の代理人とはなれない。只、原処分庁への異議申立と上級庁に対する審査請求についての代理行為のみであります。

このように考えて来ると、果して税理士法第2条の第1項に言う

税務代理を厳正に、しかも税理士法に関する基本通達の第2項にあるように解したとして、着実に業務に移している税理士は殆んど数少ないのではないか、という疑問に到達します。

法第2条第2項及第3項はこれに皆様が全て行なっておられる事は疑いのない事実であります。民法上のそれと法律的には同一であると考えられ乍ら、税理士法に於いては独自の範疇をとらねばならぬとの考え方に到る時、本年7月の税法の山本鮮一先生の、特別概念としての税理士の代理権の論旨の中で述べられた今後の税務代理への考え方に共鳴せざるを得ないのであります。

「今後あるべき代理権の形、概念について」

先生はその論旨の中で、納税者のための「確認の利益を求める権利と瑕疵なき裁量を求める権利」とを根底に置いてこそ、税理士の代理権を築き上げる事が出来るのであり、それは、もはや単なる事実行為の代行ではないと述べておられます。即ち、日常吾々税理士の業務の実態が代理記帳事務で占められ、課税事実の追求が主として当事者責任の原則の支配の下に行なわれて来ている点から、代理

という法律行為が立入る余地がないのだという考え方、プラス民法上の代理になじまないという考え方で以つて、税理士の代理は代行に置き替えられてきたのであります。しかし乍ら税制調査会が、いみじくも、その答申の中で、国民の権益が侵害される場合、これを納税者に交つて予防し、又は回復する事が税理士制度であるといっているのはこの事を云うものだと考えられます。

結論的に云えば今後あるべき税務代理の姿は、新しい概念の二つの権利の行使のために委任をうける租税法律主義の適正な実現をめぐり、税務行政機関と対等の地位に

において、租税正義実現のために堂々たる代理人となり得るべきものでなくてはならないと考えます。

以上極めて抽象的な論に止ることは、勉強不足の故を以つて重々皆様にお詫び申上げる次第です。

詳細な具体的な点についての意見は、本年2月の全国青税連の会報に税理士制度のあり方に対する税制調査会の答申に対する批判の中で、税務代理の項、税務訴訟代理の項で夫々述べられております。こと同感でありまして、このような内容的肉付がされることを私は心から期待して止まないものであります。



さる11月5日大阪合同税理士会館において研究部主催のシンポジウムが開かれ、「代理権」についての討議が全国約120名の会員を集め熱心に展開された。

論 壇

税理士法上の税理士の代理権
非税理士問題に
関連して

大阪志水源司

税理士法における規定を見ると
(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに
応じ、所得税、法人税、相続税、
贈与税、事業税、市町村民税、固
定資産税、又は政令で定めるその
他の租税(以下「租税」という。)
に關し左に掲げる事務を行なうこ
とを業とする。(以下この業務を

「税理士業務」という。)

一、申告、申請、不服申立て、過
誤納税金の還付の請求その他の事
項(訴訟を除く。)につき代理す
ること。(以下この事務を「税務
代理」という。)

二、申告書、申請書、請求書その
他税務官公署(税関官署を除く。
以下同じ。)に提出する書類を作
成すること。(以下この事務を「

税務書類の作成」という。)

三、第一号に規定する事項につき
相談に応ずること。(以下この事
務を「税務相談」という。)

以上の条文により、他人の求め

関連して

に於じて、租税に關し、税務代理
業務書類の作成、税務相談、等を
なす事が税理士の業務である事を
定めてあり、これは報酬の有無、
低廉な報酬、高額な報酬等、報酬
には關係なく、税理士の業務を定
めたものであります。

(税理士業務の制限)

第五十二条 税理士会に入会して
いる税理士でない者は、この法律
に別段の定がある場合を除く外、
税理士業務を行つてはならない。
第二条に定めた税理士の業務に關
して、税理士の独占的業務である
事を定めたものであります。

さらに、

罰則

第五十九条 第五十二条(税理士
でない者が税理士の業務を行なう
ことの禁止)の規定に違反した者
は、二年以下の懲役又は五万円以
下の罰金に処する。

と定められ、
さらに、

(名称の使用制限)

第五十三条 税理士でない者は、
税理士又はこれに類似する名称を
用いてはならない。

以上の関連条文を読むと、税理
士業務の範囲を第2条で定め、第
52条、53条、59条等により、税理
士でない者がこれを行なう事を禁
止したものであります。

これは、他人の求めに於ける事
が有償であるか無償かを問わず、
又、単に一回だけ継続している
かを問うものでありません。

他人の求めに於じて税務代理、
税務書類の作成、税務相談する事
を制限したものであり、
罰則としては懲役刑まで含めてあ
ります。

税理士報酬規定の中にも、この
問題に關連し、無料で税理士業務
を行なつてもよい規定をもうけて
あります。この事は、税理士業務
の制限規定との関連において設け
られたものといえます。会計事務
所は無資格で誰でも開設出来るこ
とが、税理士業務は、無償であれば
誰でも出来るのか、税理士法の解
釈を誤っている方がありますが、
そのような事であれば、難かしい
税理士試験など合格しなくても、
堂々と会計事務所のカンバンをあ
げ、会計事務所は有償でも、税理

士業務は無償にすればいいわけで
あり、我々の後輩、全国で参万名
もの受験生が明日から受験勉強を
やめて、会計事務所を開設出来る
理屈になる事となります。

憲法第9条はもちろんのこと、
あらゆる法律が読む人により、多
少の判断がことなりますが、我々
税理士が税理士法をよむときに、
非税理士行為を許すような法律解
釈をなすべきではない。

民法上、税務代理も委任できる
としても、それは税理士法によつ
て制限されている事は、おわかり
いただけたものとおもいます。我
々の後に続く真げんに勉強してい
る全国参万名の受験生のためにも
税理士業務は税理士のみに許され
たものであるとの理論と実質を確
立してゆこう。

青年税理士の力をここにも結果
すべきだ。

幹事会報告

十月四日午後一時より大阪府商
工会館において第二回幹事会を開
催した。出席者は三会で二十三名
村田代表幹事よりあいさつと報告
がなされた後、松本副代表幹事の
議長により熱心な討議がなされ午
後六時散会した。

一、各部報告

各部長より事業の経過と今後の
予定の報告がなされた。主なもの
は次の通り。

シンポジウムと商法改正反対決
起大会の開催について(研究部)

全国青税しおり作成と未組織地区
会員のリストアップ(組織部)

第二回全青税野球大会の開催に
ついて(厚生部)

二、連盟規約の検討

各単位幹事会においてとりまと
めた意見が各会の代表より発表せ
られ、それにつき審議した結果各
単体会より三名づつの規約審議特
別委員を選出し、充分なる検討を
行なう事となった。

三、商法問題の対策について

商法改正対策特別委員会を組織
し、統一意見書を作成することと
なった。後日各単体会より選出さ
れた同特別委員は次の通り。

委員長 村田昭、副委員長 松
本茂郎、桑原裕、吉富六石

委員 羽賀寛治、南富藏、上出
寛、伊吹利夫、宅野仰、志岐昭敏

香山磐根、寺沢隼人、糟園英一、
各務重則、布目勉、杉浦正康

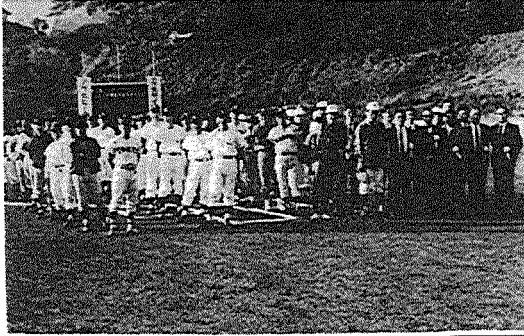
その他村田代表幹事より各單位
会の代議員会を十二月中に開き、
意見の統一を計るよう要望がなさ
れた。

東京チーム連続優勝なる

第二回全青税野球大会

第二回全国青税連野球大会は十一月二十三日午前八時より伊東市伊東スタジアムにて行なわれた。恒例の大会は今回前回の三チームの他に神奈川チームの初参加を得て晴天の下、四試合の熱戦がくりひろげられ東京チームの優勝が決定した。

大会を前にして二十二日には伊東スタジアムホテルにて全国の精鋭八十名を迎えて前夜祭がはなば



なしく行なわれた。

村田代表幹事のあいさつ後の、来賓として高野東海税理士会会長が祝辞をのべられ地元熱海支部よりのお祝もあった。前回優勝(?)の東京チームより優勝旗返還、四チームの主将によるトーナメント抽せんが行なわれた。その後近藤東京チーム主将の選主宣誓がありなごやかな懇親会に移った。

各選手、同補欠等の決意を秘めた自己紹介の後、大阪チーム等を中心とした演芸がにぎやかに行われ各チームのエール交換により前夜祭は終了した。

翌二十三日は夜来の雨もすっきりあがり第一試合名古屋対大阪の昨年より持ち込しの問題の試合が開始された。

名古屋の打棒大いに振り大阪の守備の乱れも加わり、名古屋の快勝となった。

第一試合

名古屋	1031004
大阪	0003000
	3 9

第二試合は東京対神奈川の対戦

となり先制攻撃により東京が勝った。しかし初陣神奈川は投手を中心に健闘した。

第二試合

東京	3020021
神奈川	0000110
	2 8

三位決定戦は神奈川対大阪の組み合わせとなり、神奈川はチームプレーに徹し、遠来の大阪チームに一泡ふかした。

三位決定戦

神奈川	3003000
大阪	0010020
	3 6

優勝戦

決勝は名古屋対東京となり、名古屋チーム、東京チーム共に投手力が上廻り緊迫の投手戦となった五回に連投でさすが疲れの出た処を東京はすかさずつけ入り、大量点をあげ勝利を決めた。

名古屋	0000010
東京	000050A
	5 A

この結果第二回大会の順位は次の通り決定した。

- 優勝 東京チーム 準優勝 名古屋チーム
- 第三位 神奈川チーム
- 第四位 大阪チーム

試合後最後優秀選手賞、田中巖選手(東京)を初め優秀選手の表彰があり成功裏に大会の幕を閉じた。なほ次回大会は大阪にて行なうことが決定している。

顧問先の繁栄のために力を注がれる先生方にお薦めしたいのです

やさしく読め——読みたくなるように編集された

顧問先配布用「月刊会計ニュース」をご利用下さい

日税連編集「税理士の簡易帳簿」 発売元
 会計事務所専用NKT書式
 東京税理士会・大阪合同税理士会制定の業務書式印刷

日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57

電話 (352) 0769・0760 (356) 0061

——ご一報いただければ

見本・案内書お送りいたします。—— 支社 大阪 06 (941) 7227 (代表)

別府 0977 (3) 0510